

7-6 施設・設備等

- A 群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- B 群・大学院専用の施設・設備の整備状況
- C 群・大学院学生用実習室等の整備状況
- C 群・夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性
- B 群・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性
- B 群・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

本研究科についても、本来、その教育・研究に必要な施設・設備等の整備が求められる。

この点については、本研究科固有の施設としては、私法専攻・公法専攻院生用の自習室とビジネス法務専攻院生用の自習室があるほか、ビジネスロー・センターの専用室が設けられているにとどまる。

さらに、学部と共通施設として法学会で管理されている判例研究資料室がある。ここでは、日本の戦前からの判例集や外国の判例・法令集、そして和雑誌（約60タイトル）、洋雑誌（約130タイトル）がそれぞれのバックナンバーとともに揃えられ、さらに、日本全国の法学部から発行されている論文集がバックナンバーも含めて比較的欠けているものが少なく揃っている。教員、学生に対してそれらの利用を可能にしている。また、ここで管理するコピー機の利用は、大学院の学生に対しても認められている。その資料室の利用時間について、これまでは月曜から金曜までは午前9時から午後5時まで、土曜は午前9時から12時までであったが、いずれも夜9時まで延長された。これはとくに夜間に授業のあるビジネス法務専攻の学生に対するサービスとして考慮されたものであるが、もちろん私法専攻・公法専攻の学生もこのサービスを享受できる。

情報インフラ等としては、LexDbの判例等の法律情報データベースのサービスを院生全員が利用でき、また、希望すれば、LexisやWestlawといったアメリカ法の情報サービスも利用できる。

本研究科を含めて、大学院研究科の場合には、専門職大学院（国際マネジメント研究科、法務研究科、会計プロフェッション研究科）の場合と異なって、専用の教室や会議室等の設備は整っていない。これは、本研究科の学生の人数が少なかったこと等に起因していると考えられる。しかし、本研究科で

も、主として社会人を対象としたビジネス法務専攻が開設され、その定員が1学年40名となったことから、従来の本研究科とは異なって、講義や演習等を多くの学生が受講することになった。このような急速な本研究科の改革によって本研究科の学生数が大きく増えることになったが、施設の整備はそれに必ずしも追いついていないというのが実状である。今後、ビジネス法務専攻の学生が安定的に入学してくるとすれば、専用の教室や会議室等の整備が課題となろう。

また、それらの学生が主として社会人であることからすれば、例えば休日や祝祭日にも資料室やコピーサービスの利用を可能にするといった設備利用のあり方を含めて一段と整備される必要があるだろう。

なお、大学院の学生も、学部の学生と同様に、大学の学生情報端末機によって大学院の情報はもとより各自の履修登録や成績評価等のサービスを受けることができる。